⑼　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑿　本件工事は、資料提出及び入札を電子入札方式により行う工事であり、詳細は入札説明書による。

⒀　本件工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ryotaro Oba, Director of the Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the building for the Niigata Juvenile Training School

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　24 May. 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 15 : 00　29 June. 2010 (tenders brought with 15 : 00　29 June. 2010 or tenders submitted by mail 15 : 00　29 June. 2010)

⑹　Contact point for tendering documentation : Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8977, Japan, Tel 03―3580―4111 (ext 2249, 2265)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年５月 14 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局副局長　岩立　忠夫

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第９号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成22年度名古屋港鍋田ふ頭岸壁（－12m）上部及び基礎工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　愛知県弥富市富浜４丁目地先

⑷　工事内容　本工事は、鍋田ふ頭岸壁（－12m）における基礎工、被覆工、上部製作工、上部据付工、防食工及び仮設工の施工を行うものである。（詳細は入札説明書による。）

⑸　工期　平成23年７月15日まで

⑹　使用する主要な資機材　［材料］石材　約16,500㎥、コンクリート　約2,700㎥、鉄筋　約210ｔ　［機械］起重機船、ガット船、潜水士船

⑺　本工事は、資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、例外的に発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けた者（以下、「特定ＪＶ」という。）と一般競争参加資格の決定を受けている者（以下、「単体有資格業者」という。）が競争参加することができる「混合入札」の方式によるものである。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除く。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

⒀　本工事は、中間前金払に代わり短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。

⒁　本工事は、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

⒂　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⒃　本工事は、入札工事説明会を試行する対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は２社とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　中部地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,200点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が上記点数以上であること。）なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を1,000点以上とする。

⑷　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次に掲げる工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

なお、当該施工実績が平成13年４月１日以降に完成した地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者にあっては、㋐及び㋑に掲げる工事の実績を有すること。ただし、㋐と㋑は同一の工事でなくてもよい。

㋐　屋外ヤードにて、岸壁本体または岸壁上部工となる質量200ｔ以上／基のプレキャスト鉄筋コンクリート（付帯工を除く）を製作した工事

㋑　海上において、岸壁基礎工（基礎捨石投入）4,000㎥以上／件を実施した工事

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、㋐及び㋑に掲げる工事の実績を有すること。ただし、㋐と㋑は同一の工事でなくてもよい。

㋐　屋外ヤードにて、岸壁本体または岸壁上部工となる質量100ｔ以上／基のプレキャスト鉄筋コンクリート（付帯工を除く）を製作した工事

㋑　海上において、岸壁基礎工（基礎捨石投入）2,000㎥以上／件を実施した工事

⑸　標準的な施工方法が適正であること。（入札説明書参照）

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、⑷①に掲げる工事の経験を有すること。

③　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、⑷②に掲げる工事の経験を有すること。

④　監理技術者にあっては、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。